

ン一つをとつても問題点があり、反省をし、地域の方々と手をとり合つて、地域の活性化に努めたい。

問 これは2年半前の議決にも大きく左右することである。謝つて済む問題か。

答 謝つて済むのかというところが難しいところはあるが、今、八木駅前商店街振興組合に行き謝罪と説明をし、皆様から一応了解を得た。まだ近鉄八木駅名店街協同組合に対しては全て終わつておらず、順次説明をし理解を得て進めたい。

問 提案書開示なしでの議決であつても地方自治法上、議決が優先とのことであつたが、実は、議決の際の説明も違つていて、提案書も見せないとなると、一体、何の採決をしているか。SPCと仮契約を締結したにもかかわらず意思決定機関の市議会に対し「著作権が相手方にあるので見せることはできない」と発言していたか。

答 著作権は相手方にあると答弁した。

問 仮契約書には議会の議決をもつて本契約とあるが、間違いないか。

答 そのとおりである。

問 市が議会の了承を得ていない状態で仮契約したのが明白である。著作権は相手にあつて、市議会に開示しなかつたとは、どういう根拠か。

答 著作権法第53条で、団体の名義の著作物の保護期間があり、この時点で、応募者が市に提出した書類の著作権は応募者に帰属する。募集要項に提出書類の取り扱いについて記載があり、著作権は応募者に帰属する。

問 53条は応募者についての話である。著作権は、当選しなかつた2社には成り立つが、仮契約を受けた後のSPCの事業では、優先獲得権者は、半分、市と契約している状態になるため、著作権と言うのは間違いである。著作権法第18条の公表権、これについての問題では。

答 18条では「著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。」ということで、公表権は著作者にあると心得ている。

問 議会は、公表に当たるの

か。市の最高意思決定機関であり公衆ではない。傍聴者に見せられないのであれば、議会を秘密会にすればよい。著作権法の問題ではない。守秘義務のことを問題にしているのでは。

答 市職員は、地方公務員法34条により守秘義務が課せられているが、議員には守秘義務は適用されず、議員が手に入れた資料等を他に提供しても罪にはならない。著作権の関係は踏まえ、提供できるものは提供し、説明できることは説明し、議論を尽くし議決を得た。

問 秘密保持条項は、当事者以外の第三者が対象のはずでは。市議会は契約締結の承認権者で第三者に当たらず、開示に問題はないと思うが。

答 審議委員も、守秘義務はなかつたが、市の執行機関の条例の6条で守秘義務を課し、全て見て決めてもらった。議員には守秘義務規定がなく、全て見せられなかつた。

問 第三者委員にだけ守秘義務を交わして見せ、市議会には見せないのは納得できない。政策審議監と総務部長は「条例で定める契約を締結するこ

とが議会の権限である。議案には工事請負契約書案を添付する必要はない。その場合、契約の目的、方法、金額、相手、理由を付すればよい」と言っているが、間違いないか。

答 PFI法第12条の地方公共団体の議会の議決に「地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ」とあり、必要事項を書き議会の議決を得た。

問 PFI法上で決まつていると言うならば、なぜ、わざわざ提案書を見せるか見せないについて議決をとつたのか。

答 議員の中から「見せてくれないのか」という動議が出され、当時の委員長が、決をとつた。

問 前回の答弁では、20年で200億円の経済効果は、賃料の合計と税収、駐車場代、観光消費額の合計と言っているが、間違いないか。

答 観光消費額が約134億円、賃料12億円、新規雇用等合わせて45億2千万で、約200億と答えた。

問 経済効果を測定するのに

一切マイナス計算をしていないのでは。乗数理論があるはずだが。100億円も使う事業なのに経済効果測定を足し算だけで計算したのでは。

答 経済波及の乗数論は使っていない。今わかる数字を足しただけで、マイナスの計算はしていない。

問 この事業は床貸しなのか。専有部分に市所有の造作物はないのか。

答 行政財産の床貸しと述べていたが、宿泊施設は床貸しではなく、建て貸しに当たると考える。申し訳なかつた。

問 床貸しで2,500円と、建て貸しで2,500円では全然違う。これは破格の条件で、民業を圧迫していることになるが。市長は奈良でも森トラストが同じ事業をしていると述べているが、一体、何が同じなのか。

答 方向性が同じである。知事が、奈良県には宿泊施設が少ないとの認識のもと、企業立地推進課にホテル誘致係を設けるなど、宿泊施設の誘致に力を注ぎ、森グループに決まった。森グループのホテル以外の事業は我々と同じPFI事業である。